

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校長 様

## 出席停止となる学校感染症罹患証明書

|                                     |   |                         |   |
|-------------------------------------|---|-------------------------|---|
| 岐阜県立飛騨吉城特別支援学校<br>小学部・中学部・高等部<br>氏名 | 年 | 平成 年 月 日<br>医療機関<br>医師名 | 印 |
|-------------------------------------|---|-------------------------|---|

このたび、上記の児童生徒が、下記の学校感染症に罹患したことを証明します。  
 出席停止の期間は 平成 年 月 日～平成 年 月 日までとします。

記

| 種類  | 学校感染症（該当する病名に○印）   | 出席停止期間の基準   |
|-----|--|---|
| 第1種 | エボラ出血熱、 クリミア・コンゴ出血熱、<br>痘そう、南米出血熱、ペスト、<br>マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、<br>ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARSコロナ<br>ウィルスによるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原<br>体 がインフルエンザウィルスA属インフルエンザAウィルスであ<br>って その血清型がH5N1であるものに限る）、鳥インフ<br>ルエ ンザ（病原体がインフルエンザウィルスA属インフルエン<br>ザAウ イ ルスであってその血清型がH7N9であるものに限る） | 治癒するまで<br>※左記以外に、「感染症の予防及び<br>感染症の患者に対する医療に関する<br>法律」 第六条 第七項から第九項ま<br>でに規定する「新型インフルエンザ<br>等感染症」「指定感染症」及び「新<br>感染症」は、第1種の感染症とみなす。 |
| 第2種 | インフルエンザ（ A型 ・ B型 ）<br>*一般的な季節性のインフルエンザ   | 発症した後5日を経過し、かつ、<br>解熱した後2日（幼児にあつ<br>ては3日）を経過するまで  |
|     | 百日咳  | 特有の咳が消失するまで又は<br>5日間の適正な抗菌性物質製<br>剤による治療が終了するまで   |
|     | 麻疹（はしか）  | 解熱後3日を経過するまで  |
|     | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）  | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫<br>脹が発現した後5日を経過し、<br>かつ、全身状態が良好になるま<br>で   |
|     | 風疹（3日ばしか）  | 発疹が消失するまで   |
|     | 水痘（水ぼうそう）  | すべての発しんが痂皮化する<br>まで   |
|     | 咽頭結膜炎（プール熱）  | 主要症状が消退した後、2日<br>を経過するまで  |
|     | 結核   | 学校医等において感染のおそ<br>れがないと認めるまで   |
|     | 髄膜炎菌性髄膜炎   | 学校医等において感染のおそ<br>れがないと認めるまで   |
| 第3種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症<br>、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急<br>性出血性結膜炎、<br>その他の感染症（ ）   | 学校医等において感染のおそ<br>れがないと認めるまで   |